別紙6（水利組合の例）

中山間直接支払事業にかかる契約書

1. 〇〇集落協定（以下　甲とする）は、　　　　　　　　　　　　　（以下　乙とする）と集落内の　　　　　　　　　　　維持のため、　年額　　　　　　　　　　円の運営費用の支出を行うことする。
2. 本契約の期限は令和　　年　　月　　日から１年間とする。ただし、いずれかの当事者が合理的な理由に基づいて更新しない意思を示さない限りは、同条件で自動的に更新されたものとする。

第３条 双方疑義のある場合は。協議のうえ解決すること。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙